

桐の紋

桐紋(きりもん)とは、ゴマノハグサ科の桐をもとにした家紋の総称であり、3本の直立する花序と3枚の葉から構成されているものが基本的図案です。桐花紋(とうかもん)とも呼ばれています。紋として使用が確認できる初見では、『蒙古襲来絵詞』に描かれた天草大矢野氏の軍旗である[1]。室町時代の『見聞諸家紋』では、足利将軍家、五七桐の使用が許されていた一門15家のほか、進士氏、安部氏、明石氏、ほか「藤民部」の20家が載り、江戸時代の『寛政重修諸家譜』では473家が載る。当初は菊紋章とともに皇室専用の家紋であったが、後に皇室以外の戦国大名などの諸侯も用いるようになり、皇室は専ら菊紋章のみを用いるようになった。徳川幕府(1603年 - 1868年)では、庶民から侍は大名まで、使用層は広がった。侍や武家では、幕府の家臣や大名家含めて473家を使用した。五大紋の一つに数えられ、特に庶民の間では五三桐は多く普及し、紋付き服の貸し借りができた。足利幕府では小判などの貨幣に刻印され、これ以来天皇家や足利幕府や豊臣政府など様々な政府が用いて、現在では日本国(1945年から現在)の紋章として用いられています。紋として確認できる初見では、『蒙古襲来絵詞』に描かれた天草大矢野氏の軍旗で、徳川幕府(1603年 - 1868年)では、庶民から侍は大名まで、使用層は広がったようです。侍や武家では、幕府の家臣や大名家含めて473家を使用したとのこと。五大紋の一つに数えられ、特に庶民の間では五三桐は多く普及し、紋付き服の貸し借りができたようです。明治政府(1868年 - 1945年)では、1869年に太政官布告にて一部菊紋章の使用規定が明記されましたが、桐紋に関しては1884年に官報で特に定めないことを公示されたため自由に使用できました。では、有名な桐紋を調べてみました。

五三桐(ごさんのきり・ごさんぎり)



花序につく花の数が3-5-3が五三桐(ごさんのきり・ごさんぎり)と言います。当初は菊紋章とともに天皇家専用の家紋でしたが、後に天皇家以外の王家(戦国大名など)も用いるようになり、天皇家は専ら菊紋章のみを用いるようになり一般的となりました。

五七桐(ごしちのきり・ごしちぎり)



花序につく花の数が5-7-5が五七桐(ごしちのきり・ごしちぎり)と言います。五七桐は「政権担当者の紋章」という認識が定着することになりました。ただし、征夷大将軍に任命された徳川家康のように、これを断り、王家の紋章として桐を使用しなかった者もいました(ただし、家康個人は大御所時代になってからは桐紋も用いるようになっています)。1872年には、明治政府が大礼服を定め、勅任官は、その上着に「五七桐」を用いることとされました。天皇家主権の明治政府が天皇家の菊紋章を多用したのに対して、建前上は国民主権の日本国政府(首相・内閣)は桐紋章を用いています。明治政府以後は、旭日章の意匠に取り入れられたり、天皇家を表す紋章である「十六八重菊」に準じるものとして、ビザやパスポートなどの書類や硬貨(明治政府以後の金貨や、現在の500円硬貨)の装飾に使われたり、官邸の備品や、総理の演台に取付けられるプレートに使われていることは有名です。機会があったら見てみてください。

太閤桐(豊臣秀吉定紋)



秀吉の家紋は「桐紋」が有名。木下姓のときは「沢瀉紋」、羽柴姓を名乗った頃には織田信長から「五三の桐」を与られています。天下を統一してからは、天皇家の使用紋である菊と桐の両方を手に入れ、具足や調度品、城の外装につけて誇示したということです。信長の後継者として天下人となった羽柴秀吉は、天正14年(1586年)に太政大臣となり、正親町天皇(1517～1593年)から豊臣姓と共に「五七の桐」の家紋を賜っています。